

平成 31 年 3 月 12 日

養父市議会議長 深 澤 巧 様

生活環境常任委員会
委員長 植 村 和 好

委員会審査報告書

平成 31 年 2 月 26 日、本委員会に付託された事件は、審査の結果、下記のとおり決定したので、養父市議会会議規則第 101 条の規定により報告します。

記

- 1 審査年月日
平成 31 年 2 月 28 日 (木)
- 2 審査結果

議案番号	事 件 名	審査結果
議案第 9 号	養父市手数料条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決すべきもの
議案第 11 号	養父市区集会施設の設置及び管理条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決すべきもの
議案第 12 号	養父市養父水田利用再編対策研修施設の設置及び管理条例を廃止する条例の制定について	原案可決すべきもの
議案第 13 号	養父市地域まちづくりセンター設置及び管理条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決すべきもの
議案第 14 号	養父市立みふね会館設置及び管理条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決すべきもの
議案第 15 号	養父市立教育集会所設置及び管理条例を廃止する条例の制定について	原案可決すべきもの
議案第 16 号	養父市立体育施設設置及び管理条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決すべきもの

議案番号	事 件 名	審査結果
議案第 20 号	養父市畑農畜産物処理加工施設の設置及び管理条例を廃止する条例の制定について	原案可決すべきもの
議案第 21 号	養父市大屋森林技術者住宅設置及び管理条例を廃止する条例の制定について	原案可決すべきもの
議案第 22 号	養父市大屋林産加工所設置及び管理条例を廃止する条例の制定について	原案可決すべきもの
議案第 25 号	財産の無償譲渡について	原案可決すべきもの
議案第 26 号	財産の無償譲渡について	原案可決すべきもの
議案第 27 号	財産の無償譲渡について	原案可決すべきもの
議案第 28 号	財産の無償譲渡について	原案可決すべきもの
議案第 29 号	財産の無償譲渡について	原案可決すべきもの

(別紙) 審査内容等報告書

(別紙)

生活環境常任委員会 審査内容等報告書

議案第 11 号「養父市区集会施設の設置及び管理条例の一部を改正する条例の制定について」

議案第 12 号「養父市養父水田利用再編対策研修施設の設置及び管理条例を廃止する条例の制定について」

議案第 25 号「財産の無償譲渡について」

議案第 26 号「財産の無償譲渡について」

(以上 4 議案を一括議題として審査)

【質疑】無償譲渡の対象としている区集会所等は何施設あるのか。そのうち何施設を譲渡し、何施設が残っているのか。

【答弁】当初は 65 施設あり、平成 30 年 3 月に 8 施設、同年 9 月に 4 施設、同年 12 月に 3 施設を譲渡し、本件の 2 施設と合わせて 17 施設を譲渡することになる。残りの 48 施設に今後譲渡の対象となる 2 施設を加え 50 施設が残ることになる。

議案第 16 号「養父市立体育施設設置及び管理条例の一部を改正する条例の制定について」

【質疑】施設を普通財産に移行した後は、その旨を示す看板等が必要ではないか。

【答弁】看板等を設置し、普通財産として適切に管理する。

議案第 20 号「養父市畑農畜産物処理加工施設の設置及び管理条例を廃止する条例の制定について」

議案第 21 号「養父市大屋森林技術者住宅設置及び管理条例を廃止する条例の制定について」

議案第 22 号「養父市大屋林産加工所設置及び管理条例を廃止する条例の制定について」

議案第 27 号「財産の無償譲渡について」

議案第 28 号「財産の無償譲渡について」

(以上 5 議案を一括議題として審査)

【質疑】森林組合が活用しなくなることは、森林環境譲与税導入後の新たな林業施策の展開を見据えた上での影響はないか。

【答弁】森林環境譲与税の導入による施設の活用は考えていない。森林組合は合併により同機能の施設を複数有しており、林産加工については他の施設で対応できる。